

最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る
研究の円滑な推進について（案）

平成 25 年 4 月 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

最先端・次世代研究開発支援プログラム（以下、「次世代プログラム」という。）では、「最先端・次世代研究開発支援プログラム骨子」（平成 22 年 1 月 21 日科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員との会合合意）において、研究費の重複受給制限を設けることとされ、「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」（平成 23 年 1 月 28 日、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議）が決定されているところである。

しかしながら、次世代プログラムの最終年度を迎えるにあたり、次世代プログラムの研究成果の更なる発展とステップアップを可能とし、研究の円滑な推進を図るため、研究費の重複受給制限については、所期の研究目標の達成を前提としつつ、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 次世代プログラムに課せられている研究費の重複受給制限については、本決定の日以降、応募可能な他の競争的資金に応募し、採択されることを認める。
2. 次世代プログラムの補助事業者（当該事業の遂行に責任を負う研究者）は、他の研究費を受給する場合においても、次の事項に留意しなければならない。
 - ・ 次世代プログラムの所期の研究目標達成を最優先し、そのために必要なエフォートを確保すること。
 - ・ 競争的資金を受給する場合の関係法令等の規定を厳守し、適切な資金管理を行うとともに、研究費の不合理な重複及び過度の集中とならないようにすること。